平成２３年（フ）第９６４号
兵庫県尼崎市南塚口町３丁目２番18号　ダイドーメゾン塚口Ⅱ101号
破産者　松尾　和幸
1　決定年月日　平成24年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第４７８号
奈良市奈良阪町2446番地
破産者　ポーラ化粧品鼓阪営業所、木原観光写真こと　木原　昭子
1　決定年月日　平成24年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第５８６号
奈良市南京終町６番地の37
破産者　松塚　達也
1　決定年月日　平成24年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第３４７号
熊本県球磨郡あさぎり町須恵2225番地
破産者　恒松ふじ子
1　決定年月日　平成24年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第４８９号
熊本市楠４丁目６番３―347号
破産者　渡邊　隆信
1　決定年月日　平成24年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第８４号
鹿児島県大島郡喜界町大字島中1818番地
破産者　野島　浩和
1　決定年月日　平成24年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２３年（フ）第５５号
青森県十和田市大字三本木字本金崎170番地
破産者　中野渡幸子
1　決定年月日　平成24年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所十和田支部

平成２３年（フ）第４３５号
山梨県甲斐市篠原4060番地、開始決定時の住所山梨県甲斐市竜王967番地８
破産者　渡邉今朝緒
1　決定年月日　平成24年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４９８号
静岡県沼津市大岡3298番地の10、前住所静岡県沼津市米山町13番43号　駅北マンションＢ―202
破産者　神尾　孝夫
1　決定年月日　平成24年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第２１４号
愛知県海部郡大治町大字堀之内字中切647番地の４　チサンマンション大治119号
破産者　横田　孝治
1　決定年月日　平成24年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第３３７号
愛知県一宮市祐久字池田18番地
破産者　水谷理一郎
1　決定年月日　平成24年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第３９７号
岐阜県下呂市少ケ野209番地３、開始決定時の住所愛知県一宮市奥町字野越４番地　ＴＷＩＬＩＧＨＴ107号
破産者　下会所充憲
1　決定年月日　平成24年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第１８９２号
広島市南区仁保３丁目30番５―601号
破産者　中原　康弘
1　決定年月日　平成24年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１８９３号
広島県呉市天応福浦町４番19号
破産者　中原　公子
1　決定年月日　平成24年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第６６号
愛媛県西宇和郡伊方町中浦甲62番地
破産者　焼肉味皇こと　増原　絹子
1　決定年月日　平成24年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所大洲支部

平成２２年（フ）第３１号
福岡県直方市大字知古984番地３栗原アパート１号、開始決定時の住所福岡県直方市大字植木523番地
破産者　加藤　賢二
1　決定年月日　平成24年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所直方支部

平成２３年（フ）第６３９号
熊本市野田３丁目11番５―404号
破産者　栂野由紀子
1　決定年月日　平成24年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２２年（フ）第９８号
鹿児島県指宿市大牟礼３丁目23番24号貸２号、開始決定時の住所鹿児島県指宿市大牟礼１丁目25番10号
破産者　満　カツ子
1　決定年月日　平成24年２月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２３年（フ）第４９８号
札幌市清田区北野３条５丁目10番13号
破産者　齋藤　　博
1　決定年月日　平成24年２月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部